

## 仕 様 書

業務名	学校水泳プール水の総トリハロメタン分析業務
履行場所	堺市立小学校9 2校・中学校4 1校・高等学校1校・支援学校2校 ※別表1のとおり。ただし、検査校数については変動の可能性あり。
履行期間	契約締結日から令和8年8月31日まで ※ただし、採取は各校のプール使用開始日から2週間以上かつ4週間以内の期間で実施
作業時間	午前9時から午後3時半まで。(土・日曜、祝日は除く。)
基本的事項	本業務を実施するにあたっては、「学校保健安全法」「学校保健安全法施行規則」「学校環境衛生基準」その他関係法規を遵守しなければならない。
業務内容	(1) 日程調整 ① 市から提供する学校園訪問調整表をもとに学校巡回日程表を作成のうえ本市へ提出すること。 ② 学校巡回日の前日までに各学校に連絡し、予定日のとおり履行可能かを確認すること。もし再度日程調整をすることになれば、本市へ連絡すること。 ③ 訪問時間、車で来校するときは車種を学校側へ伝えること。 ④ 下校時等に児童、生徒が多く安全誘導が必要な場合は学校側へ協力を要請すること。 ⑤ 天候等によりプール授業が中止となった場合は再度日程調整を行い、本市へ連絡すること。 (2) 採取 ① 従事者は業務に精通しており、業務履行には誠意をもってあたること。また、清潔な服装と名札を着用すること。 ② 採取は学校関係職員立会いのもと実施、業者主体で採取すること。授業中等で採取困難な時は学校側へ依頼すること。 ③ プール全体の水質が把握できる場所として、プール内の中央、水面下約20cm付近で採水すること。 ④ 採水はポリテトラフルオロエチレン(P T F E)張りねじロガラス瓶(40~100mL)に泡を立てないように静かに採水し、pHを約2となるように塩酸(1+10)を試料10mLにつき1滴程度添加し、ただちに満水にし密閉する。空気がないことを確認すること。アスコルビン酸ナトリウムを加えること。 ⑤ 学校名・採取日時・天候・気温・水温・遊離残留塩素を記録すること。 ⑥ 採取した水は、速やかに試験をすること。速やかに試験ができないときは、冷所に保存し、24時間以内に試験すること。

### (3)分析

「ページ・トラップ - ガスクロマトグラフ - 質量分析計による一斉分析法」  
又は「ヘッドスペース - ガスクロマトグラフ - 質量分析計による一斉分析法」  
のいずれかの方法で分析すること。

### (4)検査結果

- ① 総トリハロメタンの数値が 0.2mg/L を超えた学校については、速やかにFAXで本市へ報告すること。
- ② 検査結果報告項目  
学校名・採取日時・天候・気温・水温、及び遊離残留塩素・総トリハロメタン・クロロホルム・ジブromokロロメタン・ブromोजクロロメタン・ブromohホルムのそれぞれの数値
- ③ 提出物 ・検査報告書2部  
・検査結果一覧表（1部と記録媒体によるデータ）
- ④ 提出期日 履行期間末日まで

費用負担  
遵守事項

- 資材（採水瓶、試料等）及び一般消耗品は実施機関の負担とする。
- ① 検査業務従事者は、学校園を巡回する際には胸に名札をつけること。
  - ② この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。
  - ③ 本市から提供されたデータ及び検査結果データの秘密保持及び保護管理については、最善の管理体制をもって厳重に管理しなければならない。また、上記データ等を許可なく複写又は複製してはならない。  
検査業務にかかわる電算業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
  - ④ 上記データ等については、本市が指示する業務以外に使用または利用しないとともに、第三者に提供してはならない。
  - ⑤ 学校園敷地内に入入りする、すべての従事者及び関係者に対し、学校園の敷地内では決して喫煙しないように指導及び周知すること。

その他

この仕様書に定めのない事項については、契約者双方が協議して定める。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を資材購入先等とするものの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「資材購入先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該資材購入先等との契約の解除を求めることができる。

### 2. 資材購入契約等の締結について

受注者は、資材購入先等との契約の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、資材購入先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該資材購入先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は資材購入先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。